

## 第3編 津波災害対策編

## 目 次

第1章 津波の想定と震災対策	234
第1節 震災対策の基本的な考え方	234
第2節 想定地震と被害想定	235
第1款 地震の特徴	235
第2款 被害想定概要	236
第3節 減災に向けた取り組み	246
第1款 建物被害の減災効果	246
第4節 南海トラフ地震防災対策推進計画	247
第1款 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項	247
第2款 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	247
第3款 関係者との連携協力の確保に関する事項	247
第4款 防災訓練に関する事項	247
第5款 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	247
第6款 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	247
第2章 津波災害予防計画	249
第1節 津波に強いまちづくり	249
第1款 都市防災構造の強化	249
第2款 海岸・河川の整備と管理	251
第3款 道路等交通関係施設の整備と管理	252
第4款 ライフライン施設の機能確保（同・地震災害対策編）	254
第5款 危険物等施設の安全確保（同・地震災害対策編）	254
第6款 海上災害の予防対策の推進（同・地震災害対策編）	254
第7款 防災基盤・施設等の緊急整備（同・地震災害対策編）	254
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	255
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	255
第2款 活動体制の整備（同・地震災害対策編）	256
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（同・地震災害対策編）	256
第4款 医療救護体制の整備（同・地震災害対策編）	257
第5款 緊急輸送体制の整備（同・地震災害対策編）	257
第6款 避難収容体制の整備	257
第7款 備蓄に対する基本的な考え方（同・地震災害対策編）	260
第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（同・地震災害対策編）	260
第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（同・地震災害対策編）	260
第10款 要配慮者に係る安全確保体制の整備	260

第11款	二次災害防止体制の整備（同・地震災害対策編）	262
第12款	防災関係機関の防災訓練の充実（同・地震災害対策編）	262
第13款	災害復旧・復興への備え（同・地震災害対策編）	262
第3節	市民の防災活動の促進	263
第1款	防災知識の普及	263
第2款	自主防災組織等の育成強化（同・地震災害対策編）	267
第3款	ボランティアの環境整備（同・地震災害対策編）	267
第4款	地区防災計画の策定（同・地震災害対策編）	267
第5款	災害教訓の伝承（同・地震災害対策編）	267
第4節	津波災害に関する調査及び観測等の推進	268
第3章	津波災害応急対策計画	269
第1節	活動体制の確立	269
第1款	災害対策本部等の設置	269
第2款	職員の参集及び動員	276
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	279
第1款	津波に関する情報の迅速な伝達等	279
第2款	通信手段の確保（同・地震災害対策編）	293
第3節	広域応援活動	294
第1款	地方公共団体による広域的な応援体制（同・地震災害対策編）	294
第2款	自衛隊派遣要請・受入体制の確保（同・地震災害対策編）	294
第3款	海上保安庁に対する支援要請（同・地震災害対策編）	294
第4節	救助・救急及び消火活動	294
第1款	救助・救急活動（同・地震災害対策編）	294
第2款	消火活動（同・地震災害対策編）	294
第5節	医療救護活動	294
第1款	医療機関による医療救護活動（同・地震災害対策編）	294
第2款	DMA T及びJMA T（日本医師会災害医療チーム）等 医療救護班による医療救護活動（同・地震災害対策編）	294
第3款	搬送体制の確保（同・地震災害対策編）	294
第4款	医薬品等の供給（同・地震災害対策編）	294
第5款	医療情報の確保等（同・地震災害対策編）	294
第6節	緊急輸送のための交通の確保・基本方針	295
第1款	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（同・地震災害対策編）	295
第2款	陸上輸送体制の確立	295
第3款	鉄道施設の応急対策（同・地震災害対策編）	301
第4款	海上輸送体制の確立（同・地震災害対策編）	301
第5款	航空輸送体制の確立	301
第6款	燃料の確保（同・地震災害対策編）	302
第7節	避難収容活動	303

第1款	避難誘導の実施（同・地震災害対策編）	303
第2款	避難所の開設、運営（同・地震災害対策編）	303
第3款	被災者の把握（同・地震災害対策編）	303
第4款	避難生活環境の確保（同・地震災害対策編）	303
第5款	要配慮者への配慮（同・地震災害対策編）	303
第6款	応急住宅の確保（同・地震災害対策編）	303
第7款	広域一時避難（同・地震災害対策編）	303
第8節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	303
第1款	食料の供給（同・地震災害対策編）	303
第2款	飲料水の供給及び給水の実施（同・地震災害対策編）	303
第3款	生活必需品の供給（同・地震災害対策編）	303
第9節	保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動	304
第1款	保健衛生対策の実施（同・地震災害対策編）	304
第2款	防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施（同・地震災害対策編）	304
第3款	し尿、ゴミ、がれきの処理（同・地震災害対策編）	304
第10節	行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	304
第1款	行方不明者及び遺体の捜索（同・地震災害対策編）	304
第2款	遺体の確認、埋葬の実施（同・地震災害対策編）	304
第11節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	304
第1款	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持（同・地震災害対策編）	304
第2款	帰宅困難者対策（同・地震災害対策編）	304
第12節	公共施設等の応急復旧活動	304
第1款	公共土木施設等の応急復旧（同・地震災害対策編）	304
第13節	ライフライン施設の応急復旧	304
第1款	ライフライン途絶時の代替対策（同・地震災害対策編）	304
第2款	ライフライン施設の応急復旧（同・地震災害対策編）	304
第14節	被災者等への的確な情報伝達活動	305
第1款	被災者・市民への的確な情報伝達（同・地震災害対策編）	305
第2款	相談窓口の設置（同・地震災害対策編）	305
第3款	市民等からの被災者の安否確認について（同・地震災害対策編）	305
第15節	二次災害の防止活動	306
第1款	水害対策	306
第2款	建築物等の倒壊対策（同・地震災害対策編）	306
第3款	爆発及び有害物質による二次災害対策（同・地震災害対策編）	306
第4款	宅地等の崩壊対策（同・地震災害対策編）	306
第16節	海上災害の応急・復旧対策	307
第1款	海上災害の防止活動（同・地震災害対策編）	307
第2款	支援活動（同・地震災害対策編）	307
第3款	海上災害復旧活動（同・地震災害対策編）	307
第17節	自発的支援の受入れ	307

第1款	ボランティア活動の受入れ（同・地震災害対策編）	307
第2款	義捐物資、義援金の受入れ（同・地震災害対策編）	307
第18節	災害救助法の適用	307
第1款	災害救助法の適用（同・地震災害対策編）	307
第19節	文教対策	307
第1款	学校教育対策（同・地震災害対策編）	307
第2款	文化財保護対策（同・地震災害対策編）	307
第20節	農林水産関係対策	308
第1款	農産物応急対策（同・地震災害対策編）	308
第2款	家畜応急対策（同・地震災害対策編）	308
第3款	林産物応急対策（同・地震災害対策編）	308
第4款	水産物応急対策（同・地震災害対策編）	308
第4章	津波災害復旧・復興計画	309
第1節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定	309
第1款	被害が比較的軽い場合の基本的方向（同・地震災害対策編）	309
第2款	被害が甚大な場合の基本的方向（同・地震災害対策編）	309
第2節	迅速な現状復旧の進め方	309
第1款	公共施設災害復旧事業計画（同・地震災害対策編）	309
第3節	計画的復興の進め方	309
第1款	震災復興対策本部の設置（同・地震災害対策編）	309
第2款	震災復興方針・計画の策定（同・地震災害対策編）	309
第3款	震災復興事業の実施（同・地震災害対策編）	309
第4節	被災者の生活再建等の支援	310
第1款	被災者への広報及び相談窓口の設置（同・地震災害対策編）	310
第2款	生活確保資金の融資等（同・地震災害対策編）	310
第3款	金融関係機関の応急措置（同・地震災害対策編）	310
第4款	雇用の確保（同・地震災害対策編）	310
第5款	税対策等による被災者の負担の軽減（同・地震災害対策編）	310
第6款	住宅確保の支援（同・地震災害対策編）	310
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	310
第1款	中小企業等の復興支援（同・地震災害対策編）	310

## 第1章 津波の想定と震災対策

### 第1節 震災対策の基本的な考え方

わが国では、これまで駿河湾から九州にかけての太平洋沖の南海トラフ沿いにおいて、約100年から150年の間隔で大きな地震が発生していることから、東海地震、東南海・南海地震の対策が進められてきた。

本県においては、国の東南海・南海地震の想定を基に、平成18年度に日向灘地震、えびの・小林地震のシミュレーションを行い、地震・津波の防災対策に取り組んできた。

一方、本市においては、平成11年3月に防災アセスメント調査を実施し、当該調査結果を基に本市への影響が最も大きい地震を「日向灘北部地震」と位置づけ、地震・津波の防災対策に取り組んできたところである。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であり、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。

このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである」との考えを基に、平成24年3月に南海トラフ巨大地震の想定を公表した。

県では、この想定を基にさらに詳細なシミュレーションを行い、平成25年10月に最大クラスの地震・津波、いわゆる南海トラフ巨大地震の想定を公表した。

この想定は、本市においてもこれまでの想定をはるかに超えるものであることから、この想定への取り組みを今後の市の防災・減災対策の基本として取り組むこととする。

また、本市は、平成25年11月に制定された南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第3条の規定に基づく、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けたことから、防災・減災対策を取りまとめた市地域防災計画は、同法第5条に規定する「推進計画」に位置付けるものとする。

## 第2節 想定地震と被害想定

本計画策定に当たって想定する地震は、平成24年3月に国が最新の科学的知見に基づき公表し、その後、国及び県においてさらに検討が進められた「南海トラフ巨大地震」とする。

### 第1款 地震の特徴

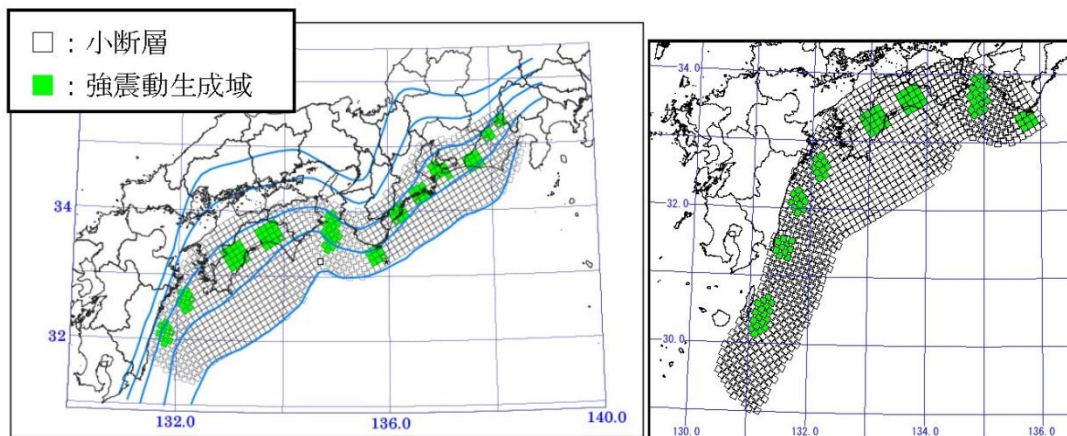
静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などが発生しており、国は「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害の想定を公表した。

県では、この国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行った。

#### 1. 強震断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強振動生成域（※）を新たに配置したモデルを選定した。

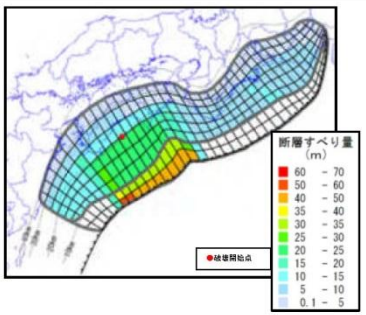
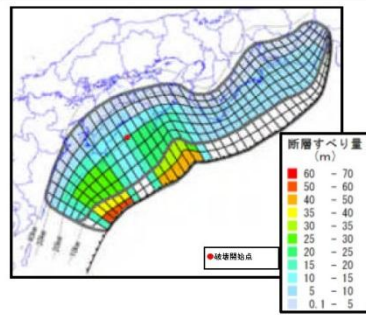
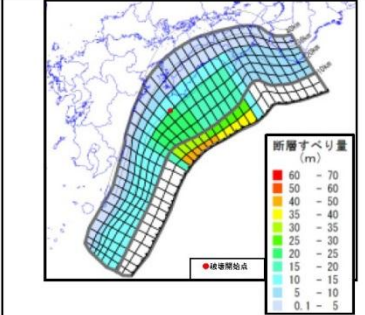
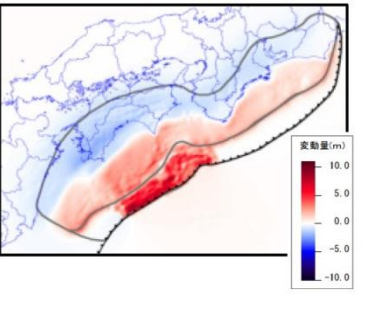
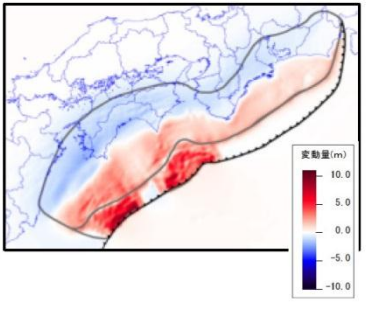
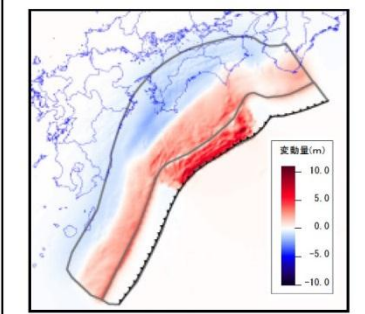


※強振動生成域：強い地震を発生させるところ。

2. 津波断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑪」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

対象津波		南海トラフの巨大地震（考える最大クラス）		
		「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（H24.8.29）による想定地震津波		「宮崎県独自モデル」による想定地震津波
		(ケース④)	(ケース⑪)	
マグニチュード	Mw = 9.1			Mw = 9.1
使用モデル	南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル （以下、内閣府モデル）			宮崎県独自モデル
概要	説明	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波として想定。		東北地方太平洋沖地震において、複数の震源域が連動して大規模地震となった現象を踏まえて、防災上の観点から、日向灘で発生する地震による断層破壊が、周辺の一定の領域（セグメント）まで広がった場合の巨大な地震・津波として想定。
	震源域			
	地盤の鉛直方向変動量分布			

第2款 被害想定概要

1. 地震動について

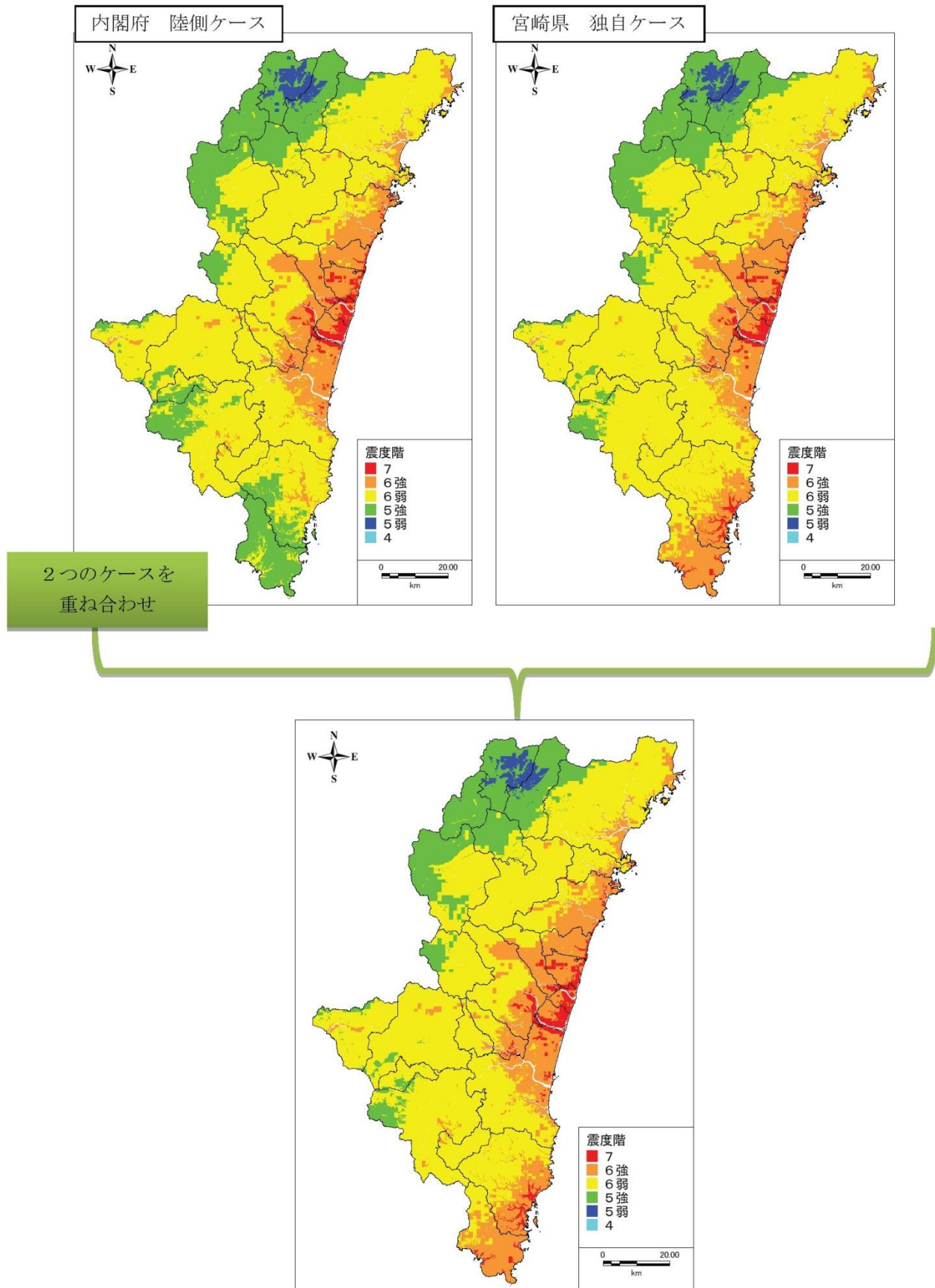
宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。



また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強振動生成域を新たに配置したモデルを設定した。

以上の2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定した。

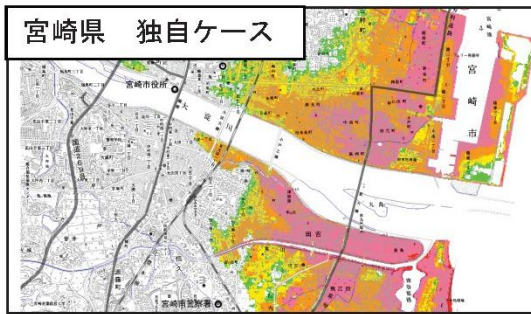
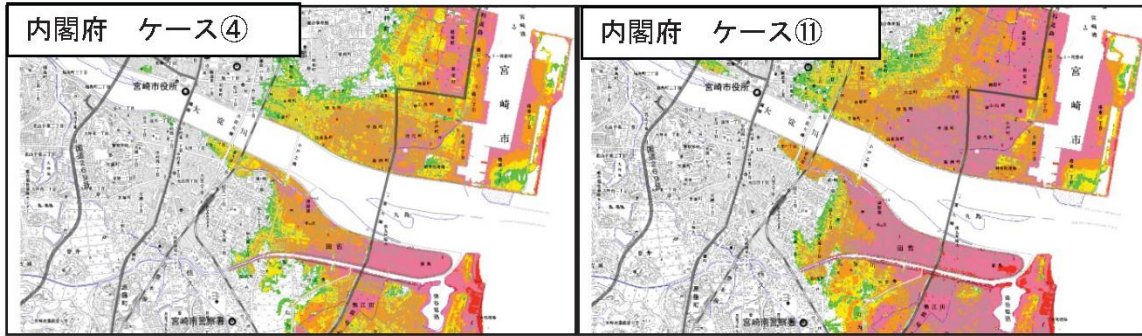
予測される震度分布は、以下のとおり。



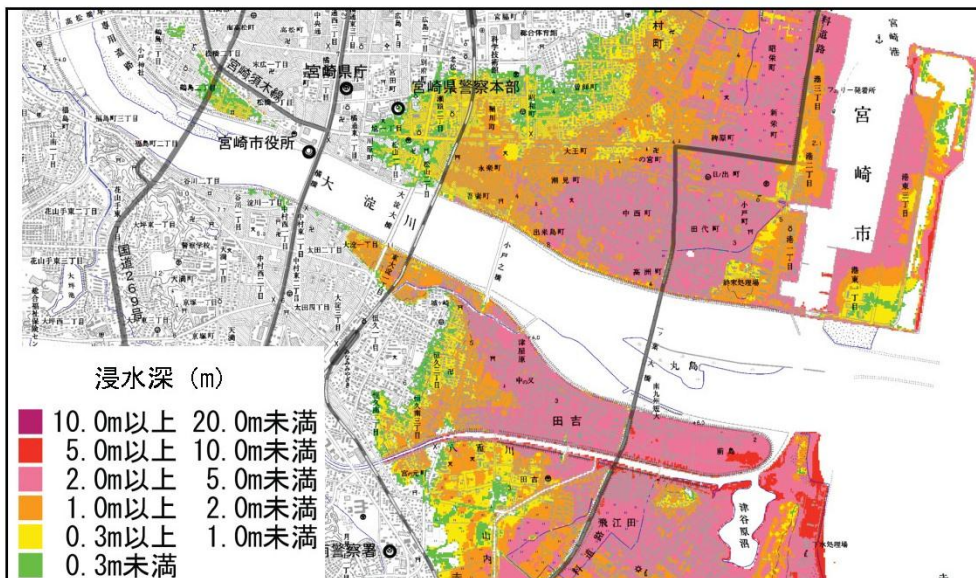
2. 津波浸水について

宮崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑩」を選定した。また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

以上3つのモデルによる津波の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの綱網を想定した。



3つのケースを重ね合わせ



### 3. 被害想定について

県内に影響の大きい2つのケースについて各種想定が行われ、本市における各種想定は次のとおりとなった。

#### 【想定ケース①】

内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース①）を用いて、県が独自に解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

#### 【想定ケース②】

県が独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

（最大震度及び最大津波高）

最大震度	最大津波高
震度 7	1.5 m

（被害想定）

注）次に掲げる被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施されたものであり、数値はある程度幅を持ってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

#### ①建物被害（全半壊棟数）

ア）想定ケース①（冬 18 時）

液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		津波		火災	合計	
全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失 (棟)	全壊・ 焼失 (棟)	半壊 (棟)
約 530	約 2,200	約 4,900	約 5,300	約 30	約 60	約 7,400	約 3,000	約 70	約 13,000	約 11,000

イ）想定ケース②（冬 18 時）

液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		津波		火災	合計	
全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失 (棟)	全壊・ 焼失 (棟)	半壊 (棟)
約 530	約 2,200	約 4,900	約 5,300	約 30	約 60	約 5,200	約 3,700	約 100	約 11,000	約 11,000

#### ②人的被害（死傷者数）

ア）想定ケース①（冬深夜）

建物倒壊				津波		火災		合計	
死者 (人)	(家具) (人)	負傷者 (人)	(家具) (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
約 370	約 20	約 1,600	約 230	約 14,000	約 1,700	約 10	—	約 15,000	約 3,300

イ）想定ケース②（冬深夜）

建物倒壊				津波		火災		合計	
死者 (人)	(家具) (人)	負傷者 (人)	(家具) (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
約 370	約 20	約 1,600	約 240	約 9,600	約 1,900	約 10	—	約 10,000	約 3,500

第1章 津波の想定と震災対策

第2節 想定地震と被害想定

③人的被害（要救助者数）

ア) 想定ケース①

揺れによる建物倒壊に伴う 要救助者数（人）			津波による要救助者数（人）			合計（人）		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
約1,200	約660	約890	約2,100	約1,800	約1,900	約3,300	約2,500	約2,700

イ) 想定ケース②

揺れによる建物倒壊に伴う 要救助者数（人）			津波による要救助者数（人）			合計（人）		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
約1,200	約670	約890	約1,600	約1,400	約1,400	約2,800	約2,100	約2,300

④ライフライン被害（上水道）

ア) 想定ケース①

給水人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1カ月後	
	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）
約62,000	約62,000	100	約61,000	99	約56,000	92	約34,000	55

イ) 想定ケース②

給水人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1カ月後	
	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）
約62,000	約62,000	100	約61,000	98	約54,000	88	約28,000	45

⑤ライフライン被害（下水道）

ア) 想定ケース①

処理人口 （人）	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1カ月後	
	支障人口 （人）	機能支障 率（%）	支障人口 （人）	機能支障 率（%）	支障人口 （人）	機能支障 率（%）	支障人口 （人）	機能支障 率（%）
約37,000	約37,000	100	約36,000	97	約34,000	91	約31,000	85

イ) 想定ケース②

処理人口 （人）	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1カ月後	
	支障人口 （人）	機能支障 率（%）	支障人口 （人）	機能支障 率（%）	支障人口 （人）	機能支障 率（%）	支障人口 （人）	機能支障 率（%）
約37,000	約37,000	100	約35,000	96	約32,000	87	約30,000	81

⑥ライフライン被害（電力）

ア) 想定ケース①

電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
約 32,000	約 31,000	98	約 26,000	81	約 16,000	49	約 13,000	40

イ) 想定ケース②

電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
約 32,000	約 31,000	98	約 25,000	79	約 13,000	40	約 8,900	28

⑦ライフライン被害（通信・固定電話）

ア) 想定ケース①

回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1カ月後	
	支障人口 (人)	機能支障 率 (%)	支障人口 (人)	機能支障 率 (%)	支障人口 (人)	機能支障 率 (%)	支障人口 (人)	機能支障 率 (%)
約 19,000	約 19,000	99	約 17,000	88	約 12,000	62	約 7,300	38

イ) 想定ケース②

処理人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1カ月後	
	不通回線 数 (人)	不通回線 率 (%)	不通回線 数 (人)	不通回線 率 (%)	不通回線 数 (人)	不通回線 率 (%)	不通回線 数 (人)	不通回線 率 (%)
約 19,000	約 19,000	98	約 16,000	84	約 8,900	46	約 4,900	25

⑧ライフライン被害（通信・携帯電話）

ア) 想定ケース①

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波基地局 率 (%)	不通ランク	停波基地局 率 (%)	不通ランク	停波基地局 率 (%)	不通ランク	停波基地局 率 (%)	不通ランク
14	A	95	A	63	A	54	A

イ) 想定ケース②

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波基地局 率 (%)	不通ランク	停波基地局 率 (%)	不通ランク	停波基地局 率 (%)	不通ランク	停波基地局 率 (%)	不通ランク
14	A	93	A	54	A	42	B

⑨交通施設被害（道路）

ア) 想定ケース①

津波浸水域被害（カ所）	津波浸水域外被害（カ所）	計（カ所）
約 70	約 40	約 110

イ) 想定ケース②

津波浸水域被害（カ所）	津波浸水域外被害（カ所）	計（カ所）
約 50	約 40	約 80

第1章 津波の想定と震災対策

第2節 想定地震と被害想定

⑨交通施設被害（鉄道：日豊本線）

ア) 想定ケース①

津波浸水域被害（カ所）	津波浸水域外被害（カ所）	計（カ所）
約 100	約 260	約 370

イ) 想定ケース②

津波浸水域被害（カ所）	津波浸水域外被害（カ所）	計（カ所）
約 90	約 280	約 370

⑩交通施設被害（港湾）

ア) 想定ケース①

区分	名称	岸壁		その他係留施設	
		岸壁数（カ所）	被害数（カ所）	施設数（カ所）	被害数（カ所）
重要	細島港	22	16	25	19
地方	美々津港			15	14
	平岩港			4	4

イ) 想定ケース②

区分	名称	岸壁		その他係留施設	
		岸壁数（カ所）	被害数（カ所）	施設数（カ所）	被害数（カ所）
重要	細島港	22	16	25	19
地方	美々津港			15	14
	平岩港			4	4

⑪交通施設被害（港湾・防波堤）

ア) 想定ケース①

区分	名称	防波堤 延長（m）	被災防波堤 延長（m）
重要	細島港	約 2,300	約 600
地方	美々津港	約 1,400	約 1,400
	平岩港	約 320	約 300

イ) 想定ケース②

区分	名称	防波堤 延長（m）	被災防波堤 延長（m）
重要	細島港	約 2,300	約 600
地方	美々津港	約 1,400	約 1,400
	平岩港	約 320	約 300

⑫生活への影響（避難者）

ア) 想定ケース①

被災1日後			被災1週間後			被災1カ月後		
避難者 (人)	避難所		避難者 (人)	避難所		避難者 (人)	避難所	
	避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外
約 33,000	約 22,000	約 11,000	約 32,000	約 26,000	約 6,000	約 32,000	約 9,700	約 23,000

イ) 想定ケース②

被災1日後			被災1週間後			被災1カ月後		
避難者 (人)	避難所		避難者 (人)	避難所		避難者 (人)	避難所	
	避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外
約 34,000	約 22,000	約 12,000	約 32,000	約 25,000	約 6,800	約 32,000	約 9,700	約 23,000

⑬生活への影響（帰宅困難者）

ア) 想定ケース①

就業者・通学者数 (人)	帰宅困難者数 (人)
約 27,000	約 2,200

イ) 想定ケース②

就業者・通学者数 (人)	帰宅困難者数 (人)
約 27,000	約 2,200

⑭生活への影響（物資・需要量）

ア) 想定ケース①

被災1日後			被災1週間後			被災1カ月後		
食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
約 78,000	約 183,000	約 48,000	約 94,000	約 169,000	約 61,000	約 35,000	約 101,000	約 22,000

イ) 想定ケース②

被災1日後			被災1週間後			被災1カ月後		
食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
約 80,000	約 182,000	約 40,000	約 90,000	約 163,000	約 51,000	約 35,000	約 83,000	約 18,000

第1章 津波の想定と震災対策

第2節 想定地震と被害想定

⑮生活への影響（医療機能）

ア) 想定ケース①

人的被害			要転院患者数 (人)	医療需要	
死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)		要入院 (人)	要外来 (人)
約 15,000	約 3,300	約 1,500	約 300	約 3,300	約 1,800

イ) 想定ケース②

人的被害			要転院患者数 (人)	医療需要	
死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)		要入院 (人)	要外来 (人)
約 10,000	約 3,500	約 1,600	約 290	約 2,800	約 2,000

⑯災害廃棄物等

ア) 想定ケース①

災害廃棄物 (万トン)			災害廃棄物 (万m <sup>3</sup> )		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
約 120	約 60~約 120	約 180~約 250	約 110	約 50~約 90	約 160~約 200

イ) 想定ケース②

災害廃棄物 (万トン)			災害廃棄物 (万m <sup>3</sup> )		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
約 100	約 50~約 110	約 150~約 210	約 90	約 50~約 80	約 140~約 170

⑰その他の被害（エレベーター内閉じ込め）

ア) 想定ケース①

閉じ込めにつながり得る エレベーター停止建物棟数 (棟)		閉じ込めにつながり得る エレベーター停止台数 (台)	
事務所	住宅	事務所	住宅
—	約 50	約 10	約 90

イ) 想定ケース②

閉じ込めにつながり得る エレベーター停止建物棟数 (棟)		閉じ込めにつながり得る エレベーター停止台数 (台)	
事務所	住宅	事務所	住宅
—	約 50	約 10	約 90



⑱その他の被害（災害時要援護者）

ア) 想定ケース①

被災1日後			被災1週間後			被災1カ月後		
避難者 (人)	避難所		避難者 (人)	避難所		避難者 (人)	避難所	
	避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外
約 6,900	約 4,600	約 2,400	約 6,800	約 5,500	約 1,300	約 6,800	約 2,000	約 4,800

イ) 想定ケース②

被災1日後			被災1週間後			被災1カ月後		
避難者 (人)	避難所		避難者 (人)	避難所		避難者 (人)	避難所	
	避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外
約 7,100	約 4,700	約 2,400	約 6,700	約 5,200	約 1,400	約 6,800	約 2,000	約 4,700

⑲その他の被害（1週間後の避難所避難者に占める災害時要援護者）

ア) 想定ケース①

65歳以上の 単身高 齢者 (人)	5歳未満 の乳幼児 (人)	身体障が い者 (人)	知的障が い者 (人)	精神障が い者 (人)	要介護認 定者(要支 援者を除 く) (人)	難病患者 (人)	妊産婦 (人)	外国人 (人)
約 880	約 1,200	約 1,500	約 280	約 180	約 820	約 210	約 240	約 80

イ) 想定ケース②

65歳以上の 単身高 齢者 (人)	5歳未満 の乳幼児 (人)	身体障が い者 (人)	知的障が い者 (人)	精神障が い者 (人)	要介護認 定者(要支 援者を除 く) (人)	難病患者 (人)	妊産婦 (人)	外国人 (人)
約 840	約 1,100	約 1,400	約 270	約 170	約 780	約 200	約 230	約 70

⑳その他の被害（孤立可能性のある集落数）

ア) 想定ケース①

総数 (カ所)	農業集落 (カ所)	漁業集落 (カ所)	計 (カ所)
17	6	8	14

イ) 想定ケース②

総数 (カ所)	農業集落 (カ所)	漁業集落 (カ所)	計 (カ所)
17	6	8	14

### 第3節 減災に向けた取り組み

#### 第1款 建物被害の減災効果

##### 1. 減災目標

建物の耐震化率を現行の72.25%（平成17年度末）から90%へ高め、津波からの早期避難率（すぐに避難する人の割合）を20%から70%に高めることにより、人的被害が約15,000人から5,700人に軽減できるほか、避難場所の確保や避難訓練の実施、広域連携の推進など各種対策にも取り組むことにより、さらに被害を軽減していくことを目標とする。

##### 2. 目標達成のための取組

減災目標を達成するために取り組むべき主な内容は、次のとおりとする。

###### (1) 地域の防災力の向上

大規模災害では、住民の「自助」「共助」が重要であることから、自主防災会の活動支援を行うほか、避難行動要支援者の支援対策、学校や企業での防災対策の促進及び関係機関と地域との連携強化を進め、地域の防災力の向上を図る。

###### (2) 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

大規模災害において、建築物の耐震化は、建物被害及び人的被害の軽減に大きな効果があることから、まずは建築物の耐震化を強力に進めることとし、併せて家具類の転倒防止対策の促進などによる居住空間内の安全確保を図る。

###### (3) 外部空間における安全確保対策の充実

地震・津波災害に強いまちづくりについて、長期的な課題として検討を進めるとともに、重要インフラの整備や土砂災害対策の促進を図るほか、ライフライン対策などの促進を図る。

###### (4) 津波対策の推進

巨大津波に対しては、住民の避難対策が重要であることから、早急に津波避難場所・避難場所の確保を図るとともに、住民への津波避難に関する普及・啓発、津波情報の迅速・的確な伝達を進めるほか、避難訓練の実施、津波防御施設の整備促進を図る。

###### (5) 被災者の救助・救命対策

迅速な人命救助のために、自衛隊等救助関係機関との連携強化や後方支援拠点を活用した総合防災訓練の実施等を行うとともに、県と連携を図りながら災害拠点病院の機能強化、広域医療搬送体制の充実などの災害時医療体制の整備や、避難所等における保健衛生・防疫対策、震災関連死等の防止対策に取り組む。

###### (6) 防災体制の充実、広域連携体制の確立

防災体制の充実を図るため、業務継続計画の策定や防災拠点施設となる新庁舎の整備等を行うとともに、被災者への支援やボランティア関係機関との連携など災害対応力の強化を推進する。また、国や県、他自治体、指定公共機関、企業・関係団体との広域的な連携体制の強化を図る。

## 第4節 南海トラフ地震防災対策推進計画

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号。以下「法」という。）」第5条第1項及び第2項の規定に基づき、「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項」「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」「関係者との連携協力に関する事項」「防災訓練に関する事項」「地震防災上必要な教育及び広報に関する事項」並びに「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」を定め、南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震に係る地震・津波防災対策の推進を図る。

### 第1款 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、概ね5カ年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

また、事業推進に当たっては、「地震に強い都市づくり五箇年計画」等に基づき進めていくものとする。

- (1) 建築物、構造物の耐震化、不燃化、耐浪化
- (2) 指定緊急避難場所の整備
- (3) 指定緊急避難場所までの避難経路の整備
- (4) 防災行政無線の整備
- (5) 消防用施設の整備等
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路等の整備
- (7) 土砂災害防止施設の整備
- (8) 指定避難所の整備
- (9) 津波防護施設の整備

### 第2款 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 第3款 関係者との連携協力の確保に関する事項

### 第4款 防災訓練に関する事項

### 第5款 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2款から第5款に関する事項は、当該地域防災計画の第2編「地震災害対策編」及び第3編「津波災害対策編」それぞれの予防計画並びに応急対策計画のとおりとする。

### 第6款 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

#### 1. 津波避難対策の推進に関する基本的な方針

市は、「津波から命を守る」を最優先として、津波からの避難困難地域にある住民を安全な場所に

第1章 津波の想定と震災対策  
第4節 南海トラフ地震防災対策推進計画

避難させるために必要な施設整備について、目標達成期間を定め、津波避難対策を推進していくものとする。

2. 津波避難対策の目標及び達成期間

区域名	事業種別	目標	達成期間
日知屋地区	避難施設の整備事業	2カ所	平成31年度
	避難経路の整備事業	2路線	平成31年度
財光寺地区	避難施設の整備事業	6カ所	平成31年度
新町地区	避難施設の整備事業	1カ所	平成31年度
富高地区	避難施設の整備事業	1カ所	平成31年度
平岩地区	避難施設の整備事業	1カ所	平成31年度
	避難経路の整備事業	1路線	平成31年度
美々津地区	避難施設の整備事業	1カ所	平成31年度

